「大阪府農業経営基盤強化促進基本方針（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

　「大阪府農業経営基盤強化促進基本方針（案）」について、次のとおり府民からご意見を募集し、これに対する大阪府の基本的な考え方を取りまとめましたので、お知らせします。

募集期間：令和５年１２月２１日（木曜日）から令和６年１月１９日（金曜日）

募集方法：インターネット（電子申請）、郵便、ファクシミリ

募集結果：１名から１件の意見提出がありました。

※個人を特定又は類推できる情報は削除しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 意見の内容 | 大阪府の考え方 |
| 「第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」について  経営開始から５年後に達成すべき所得水準は年間農業所得220万円とし、労働時間を1,600時間以上となっているが、育成すべき個別経営体（以下、国版認定農業者）の労働時間が2,000時間に低減することを目標としていることに対し、新規就農者の年間労働時間目標が著しく短いことについては違和感がある。就農５年後で国版認定農業者並みの年間所得550万円以上を達成することが難しいことは理解できるが、少しでも早期に自立した経営体になろうとすれば最低限国版認定農業者の目標並み（現実にはどの個別経営体も2,000時間以上働いている）を目指さなければ５年で目標を達成することは困難ではないか。他府県もそれを理解し、労働時間目標については国版認定農業者並みにしているところがほとんどである。新規就農者は効率も悪く何をするにも時間がかかる傾向にある。であれば時間をかけてでもきめ細やかな管理（肥培管理、出荷調製すべて）を行うべきであり、所得に準じて労働時間も国版認定農業者も安易に８割とするのは理解に苦しむ（所得は４割であるが）。これでは国版認定農業者との差の400時間は農外のアルバイトに費やしてもいいと誤解されかねない。労働時間は2,000時間とすべき。 | 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。  　認定新規就農者が経営開始から５年後に達成すべき労働時間を1,600時間「以上」と設定したのは、本府での新規就農、とりわけ農外からの就農の場合は、国版認定農業者に比べて、小さい規模で経営を開始する場合が多いことを考慮したものです。  　早期の経営規模拡大などにより、2,000時間程度を見込める認定新規就農者には、より高い目標の達成を目指し、農業経営のさらなる発展に取り組んでいただきたいと考えています。 |